

第二種廃棄物埋設（廃棄体）に係る確認証の交付方法の変更に係る事業者意見について

1. はじめに

現在、埋設しようとする廃棄体について六ヶ所での外観確認を実施し、その結果について規制庁殿の確認を受け、確認日単位で第二種廃棄物埋設（廃棄体）に係る確認証が交付されている（分割交付）。

今般、規制庁殿より確認証の交付方法を分割交付から事前の一括交付（確認証1枚）に変更することの可否について照会があったことを受け（10/18）、当社において整理した意見を以下に述べる。

2. 確認証交付方法変更に係る事業者意見

照会事項に対して検討した結果、確認証交付前後における実運用の観点において、確認証の交付方法を既往の分割交付から事前の一括交付に変更しても基本的に問題は生じないと考える。

ただし、確認証交付方法の変更に際しては、以下のとおり規制庁殿と事業者との間で調整等が必要と考えられる事項があること、廃棄体確認に係る社内ルールの改正が必要であることから、変更時期等については別途調整させていただきたい。

(1) 廃棄物埋設確認申請書等の記載

- ✓ 申請書に記載する「確認を受けようとする年月日」について、確認証交付方法の変更に合わせて期間を変更する必要があると考えており、記載の適否について別途調整させていただきたい。
- ✓ また、申請書の添付書類八について、社内ルールの改正内容に応じて見直しを行う。

(2) 確認証交付後の対応

- ✓ 確認証交付後、WAC逸脱事象が確認された場合や「埋設しようとする年月日」に変更が生じる場合は、規制庁殿と適宜調整させていただきたい。
- ✓ なお、WAC逸脱事象が確認された場合は、社内ルールに基づき不適合管理を行う。

(3) 「放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示」の確認

- ✓ 六ヶ所への受入れ前に、発電所での監査等により、これら基準への適合性が廃棄体一体毎に充足されるものであるかを確認し、六ヶ所での外観確認時に「放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示」に係る技術上の基準・WACへの適合性を確認している。
- ✓ これまでの発電所での監査等においても、記録による「放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示」の確認は行っており、確認証交付方法の変更に伴う新たな対応は不要と考えている。

(4) 廃棄体確認に係る社内ルールの改正

- ✓ 確認証交付方法の変更に伴い、廃棄体確認に係る社内ルールの改正や発電所での記録確認等に係る電気事業者との調整を要することから、変更時期等について別途調整させていただきたい。